

## 出版規定

制定：昭和 54 年 4 月 1 日

改正：平成 23 年 4 月 1 日

改正：平成 24 年 12 月 22 日

### （総則）

この規定は、公益社団法人日本コンクリート工学会が目的達成のため必要と認めて発行する刊行物に関する事項について定める。

### （出版物）

- 第1条 この規定において出版物とは、販売を目的として 100 部以上の制作製本をするものをいい、会誌（「コンクリート工学」、電子出版（コンクリート工学論文集、ACT）、年次論文集（CD）及び講習会、研究報告会などの参加者へ配布する資料は除く。
2. 先端的パソコンソフトの販売は、刊行物に準ずるものとして、本規定を適用する。

### （広報普及委員会）

- 第2条 出版物の企画・調整及び管理は、広報普及委員会で行う。広報普及委員会の運営は別に定める内規による。
2. 出版物については、広報普及委員会の議を経るものとする。

### （著作権の取扱い）

- 第4条 出版物の著作権の帰属その他著作権の取扱いについては、著作権規定の定めるところによる。

### （出版権）

- 第5条 出版物の出版権は本学会に帰属する。

### （出版権の譲渡）

- 第6条 本学会の出版権を他の出版社に譲渡する場合は、広報普及委員会の議を経て理事会の承認を得たうえで、本学会と当該出版社との間に出版契約を締結するものとする。

### （頒価）

- 第7条 出版物の頒価は、原則として次によることとし、広報普及委員会の算定により理事会が決定する。
- 定価：印刷製本費、編集経費、印税・手当、一般管理費等の総支出に対して、発

行部数を勘案して決める。

会員価格：定価の 90%を基準とした価格

教材価格：教材として一括して購入する場合は次の割引を基準とした価格

20 部以上 100 部未満 定価の 80%

100 部以上 400 部未満 定価の 75%

400 部以上 定価の 70%

卸売価：別途契約による。

(頒価の変更)

第8条 出版物の頒価の変更は、広報普及委員会の承認を得て行うものとする。

(印税・手当)

第9条 出版物の著作、監修、校閲ならびに企画・編集などで著作物の完成に寄与したものに対しては、別に定める内規によって印税・手当を支払うものとする。

(監修出版物)

第10条 本学会が監修する出版物については、本規定を準用し、広報普及委員会の議を経て理事会の承認を得たうえで、本学会と当該出版社との間に監修に関する契約を締結するものとする。

2. 前項の契約は、著作権の取扱いを定めなければならない。

(規定外の事項)

第11条 この規定に定めのない事項またはこの規定に疑義を生じた事項については、本学会と関係者が協議して決める。

附則

1. この規定は、昭和 54 年 4 月 1 日から、本学会が発行する出版物について適用する。
2. この規定の改正は、平成 23 年 4 月 1 日から、本学会が発行する出版物について適用する。